

三者連絡会(教授職員会、琉大労組、琉病労) ニュース 第51号

2012年5月9日 事務局 琉球大学教授職員会 (内線 2023)

E-mail kyoshoku@eve.u-ryukyu.ac.jp <http://www.cc.u-ryukyu.ac.jp/~kyoshoku/>

琉大労組(内線 2024)、 琉病労(内線 7-2099)

大幅給与削減に反対するシンポの内容報告ニュース その1

国家公務員の給与については、第180回国会において、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)が2月29日成立しました。国家公務員では約8%の給与減額がすでに4月から施行されているそうです。これに関連して、国立大学法人の構成員の給与についても見直し(具体的には給与の減額支給)の議論が上がってきました。

三者連絡会では、4月27日18:30から理複202教室にて「大幅給与削減に反対するシンポジウム」を開催しました。連休前週末の夕方でも忙しい中にもかかわらず、多くの組合員の参加がありました。シンポでは2名の方に基調報告をお願いしました。このニュースでは、この基調報告の内容について、紙面の許す範囲で要点を記載し、組合員への情報提供を行います。今月にも予定されている当局との団体交渉での、交渉材料としたいと思います。

基調報告「給与削減に関する大学の情勢と全国の動き」 亀山統一(農学部)

1. 人件費減額に強制力はないし、予算も付いている。

平成24年3月8日付けで、文科省大臣官房長から各国立大学法人学長へ「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」と題する事務連絡がなされました。その中では、「... 法人の自律的・自主的な労使関係の中で、国家公務員の給与見直しの動向を見つつ、貴法人の役職員の給与について必要な措置を講ずるよう要請致します」と記載されています。

文科省には、国立大学法人に対して、役職員の給与の額を指導する権限はありません。ですから、上記の文書も「自律的・自主的な労使関係の中で」「必要な措置を講ずるよう要請」しているだけです。しかも今年度の運営費交付金については、人件費7.8%相当分の削減をすることもなく国会で予算が成立しています。国会の決定を無視して、人件費を削減せよとどうしていえるのでしょうか。

2. 大学は人件費削減にすでに取り組んできた。

これまで総人件費改革として基準額996,792百万円をベースに、大学には平成18年度以降5年間で5%以上の人件費の削減が要求されました。琉球大学でもこれに基づき、人件費の削減がなされてきました。全国的にみると平成21年度までの4年間で、目標を大きく上回る10.3%の削減を達成しています。このように、すでに過酷な人件費改革に取り組んできたにもかかわらず、今回のさらなる人件費の削減は到底無理だと考えられます。「固くしぼった雑巾」をさらにしぼっても水は出ないのは明らかです。

そもそも運営費交付金には人件費という項目はありません。各大学が独自に予算を組めることが法人化の趣旨です。すると、もし人件費 7.8%分を削減するなど琉大が決定すれば、琉大は人件費をまだ 7.8%削ることができるという意思表示になります。

一方で、補正予算で運営費交付金が削減されるという可能性もありはします。しかし、現実にそんなことをすれば、法人は年間計画も立てられなくなり、中期計画・目標やそれに基づく年度計画を立ててその成果を評価するという国立大学法人制度が成り立たなくなります。また、もちろん、一気に数パーセントも交付金を削減すれば、教育研究も教職員の生活も成り立たなくなります。そのような補正予算案が出るようなら、大学を上げた反対の意思表示が必要です。

3. 運営費交付金の負のスパイラルを認識しよう。

運営費交付金は大学が赤字でも黒字でも減らされるような仕組みになっています。すなわち、

- 1) 大学が赤字を出した場合、自助努力が足りないペナルティとして運営費交付金の減額や、法人の改廃があり得ます。
- 2) 一方、大学が自己努力で黒字（剰余金）を出せば、この分は大学で何とかできると判断されて、運営費交付金は削減されるという制度です。法人の努力が報われて運営費交付金の増額があるかという点、むしろその逆です。

このように、制度設計を大局的に見れば、大学が赤字になっても黒字になっても、運営費交付金は減らされるという「負のスパイラル」の仕組みがあるといえます。

このような仕組みを我々は認識した上で、どのように大学運営をしていくか考える必要があります。「負のスパイラル」を断ち切るにはどうしたらいいのか、大学構成員は真剣に考える必要があります。また、社会にこのような事情を広く知らせて、理解を得ることも大事です。

今のところ、給与削減が行われたのは 4/1 より人事院勧告を準用した数大学に留まっています。独法・国立大には何の根拠もない 7.8%削減を、真っ先に手を上げて給与削減を行っても何の得もありません。

4. 負のスパイラルは民間の賃金との間でもある。

民間の平均賃金は 2000 年以降、減り続けています。民間の平均賃金の下降傾向にあわせて、公務員の給与も下げる方向でいいのでしょうか。民間の賃金は公務員と比較されて設定されている面もあります。したがって、公務員の給与が削減されれば、民間の賃金も下がるという「負の相乗効果」がはたらく危険性を認識すべきです。

5. 国家公務員数は減ったが国の借金は増え続ける一方だ。

国立大学の法人化と国立病院などの独立行政法人化によって、2003 年以降国家公務員の数は大幅に減りましたが、国の借金は増え続けているというデータがあります。

今回の公務員給与削減は震災復興の財源確保のための時限付き、臨時的なものとなっていますが、国立大学法人の職員の給与を削減して得た財源が、復興のためにどのように使用されるのか、具体的に明確でないことに注意する必要があります。本当に、震災復興に使われるのでしょうか。国は具体的に示す必要があります。